

公の施設の指定管理者の指定の件（老人休養ホーム）

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市保養センター駒岡
- 2 公の施設の位置
札幌市南区真駒内
- 3 指定管理者
札幌市中央区大通西 19 丁目 1 番 1
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
会長 梶井 祥子
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、保養センター駒岡の指定
管理者を指定するため、本案を提出する。